

奥州市 6 次産業化推進計画

令和 3 年 3 月

岩手県 奥州市 6 次産業化・地産地消推進協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の位置づけ
- 3 計画策定の期間

第2章 奥州市の農畜産物の生産の状況

- 1 奥州市の農畜産物の生産の状況

第3章 6次産業化の現状と課題

- 1 6次産業化支援の現状と課題
- 2 人材の発掘・育成の現状と課題
- 3 農畜産物の加工に取り組む者への環境支援の現状と課題
- 4 6次産業化による新商品開発の現状と課題
- 5 総合化事業計画の現状と課題

第4章 基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 施策の体系
- 3 評価指標と目標値

第5章 具体的な取り組み

- 1 6次産業化支援に関する取り組み
- 2 人材の発掘・育成における取り組み
- 3 農畜産物の加工者への支援の取り組み
- 4 新商品開発を支援する取り組み
- 5 総合化事業計画の認定の促進に対する取り組み

第6章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の見直し

資料編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 奥州市の農業をとりまく状況

奥州市は、岩手県の内陸南部に位置し、総面積は993.3平方キロメートルと広大で、田が17.4%、畑が4.5%、宅地が3.8%と農地の利用割合が多く、稲作を中心とした畜産、果樹、野菜、花きなどの複合型農業により、県内屈指の農業地帯となっています。耕地も19,900ヘクタールと県内1位の面積を有していますが、その一方で、農業後継者の不在や労働力の不足などにより、耕作放棄地も年々拡大しています。

農業従事者の減少や高齢化は、地域農業の大きな課題となっていますが、経営拡大に意欲的な担い手や、新規就農者も存在しています。今後このような担い手が、地域の中心となって生産性の高い農業を実践していくためには、農村部だけでなく、奥州市民全体が農業に対する理解と関心を深め、食と農を通じて地域を活性化していく必要があります。

(2) 6次産業化の背景

6次産業化とは、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み（「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（以下「六次産業化・地産地消法」といいます。）の前文より）のことをいい、それによって農林水産物を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとする動きのことです。

近年では、農林水産物の販売価格の低迷や生産資材の価格高騰により収益確保が難しくなっており、さらに農業者の高齢化、後継者や担い手の不足など農業を取り巻く環境は、今後一層厳しくなることが予想される中、各地で6次産業化の取組みが進んでいます。

このような中、国は平成22年12月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」を制定し、地域における推進体制として、関係機関により構成される市町村6次産業化・地産地消協議会（以下「協議会」といいます。）の設置と市町村の6次産業化等に関する戦略を策定し、地域ぐるみの6次産業化の取組の推進が求められています。

(3) 農業振興及び地域6次産業化の推進に関する提言

令和元年の12月奥州市議会において、「農業振興及び地域6次産業化の推進に関する提言書」提出が決議されました。

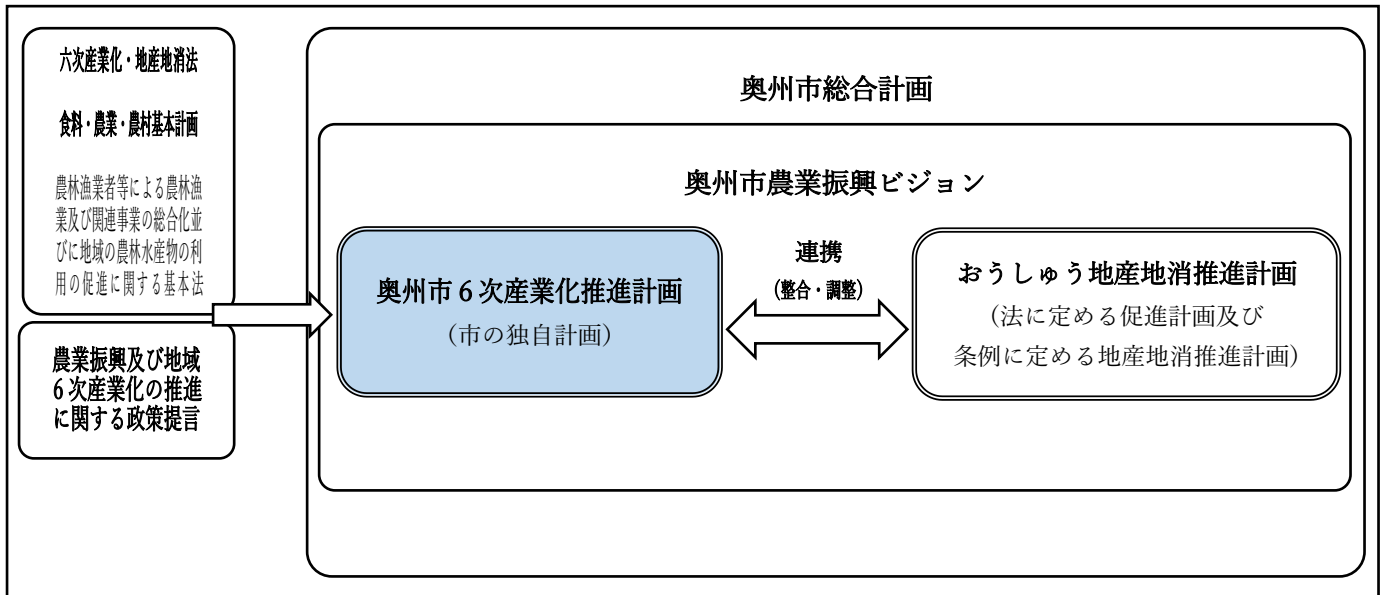
奥州市では、これまでも「奥州市地域6次産業化ビジョン（計画期間：平成26年度～平成28年度）」及び「第2次奥州市地域6次産業化ビジョン（計画期間：平成29年度～平成31年度）」を策定し、農業の発展が他産業の発展にもつながるという地域経済循環を基本として、地域一体的な地域振興・産業振興に取り組んできました。

提言において、原稿ビジョンの次期計画に位置付け、施策展開において「市産農畜産物の高付加価値化による農家所得の向上を目指す」とする基本的姿勢へ立ち返り、その施策の実効性を高めることが求められています。

2 計画の位置づけ

この計画は、国の定める六次産業化・地産地消法により、関係機関により構成される6次産業化・地産地消推進協議会の設置・活用や地域の市町村の6次産業化戦略の策定を促進することとしていることから、6次産業化を地域ぐるみで総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、当市で策定されている主な計画等との関連については、以下の図に示します。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とし、令和4年度に中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 奥州市の農畜産物の生産の状況

1 奥州市の農畜産物の生産の状況

(1) 米穀

米は、主食用米の需要が減少するなかでも、県内の主産地として、県内1位の収穫量を誇り、主力品種の「ひとめぼれ」が日本穀物検定協会の全国食味ランキング「特A」評価を23回獲得するなど、高品質な米の生産を行っており、さらに2017年にデビューした新品种「金色の風」の主産地となっています。

また、基盤整備後の圃場では土地利用型転作作物として大豆の生産が拡大し、2018年の作付面積は1,470haと県内1位の作付面積です。

(2) 園芸

野菜ではピーマンの生産が拡大し、県内第1位の産地（H30）となっていますが、露地栽培が主体であること、安定した灌水が困難なことから収量が安定しない状況にあります。

そのほかに、トマト、きゅうり等が生産されていますが、野菜全体の産出額は横ばいの状況です。

また、当市では、古くからりんごが栽培され、特に江刺地域では全国に先駆けて技術を確立したわい化栽培のもと、「江刺りんご」は、ふじ、ジョナゴールド、つがるなどの品種を中心に、市場でも高い評価を受け、全国に知られるブランドになっています。

菌茸類は椎茸が主に生産されていますが、生産者が減少していることから、産出額は減少しています。

(3) 畜産

繁殖牛は、飼養頭数が2008年の7,019頭から2019年の6,624頭に減少しています。同年の飼養農家数が1,404戸から682戸に半減した一方、一戸当たりの飼養頭数は、5頭から10頭に拡大しました。

前沢牛、いわて奥州牛、江刺牛の3つの和牛ブランドが存在し、特に前沢牛は全国枝肉共励会などの全国的な品評会で日本一を12回受賞するなど、全国トップクラスのブランド力を有しています。

しかしながら、高齢化、後継者不足、近年の子牛価格高騰による肥育経営環境の悪化を背景に、出荷頭数は2008年の3,433頭から2018年の2,091頭に減少しています。

また、江刺梁川地区を中心にめん羊の飼育も始まっており、観光等を含めた新たな産業として期待されています。

【図表1】市内の主な農産物の生産額

単位：千万円

品目	市農業 産出額	県農業 産出額	県内 シェア	主な作物
米	1,191	5,820	20.5%	
豆類	27	80	33.8%	大豆
いも類	8	40	20.0%	じゃがいも
野菜	261	3,030	8.6%	ピーマン、トマト、きゅうり等
果実	164	1,260	13.0%	りんご
肉用牛	404	2,840	14.2%	
乳用牛	60	2,700	2.2%	
豚	71	2,820	2.5%	
鶏	97	7,610	1.3%	

◇資料：市農業産出額…平成30年市町村別農業産出額（推計）
県農業産出額…平成30年生産農業所得統計

第3章 6次産業化の現状と課題

1 6次産業化支援の現状と課題

【現状】

市では、平成25年度より6次産業化推進事業補助金において、6次産業化に取り組む生産者等に対して、その事業にかかる費用の1/2を補助率として最大500千円を交付しています。現在までの交付者は合計20件、補助額は1,556千円となっており、商品開発や販路拡大の取り組みに対して支援しています。

【課題】

- ・補助対象となる事業のうち、新規での商品の開発への取り組みは少数となっている。
- ・年間の補助金の予算額が少ないため、希望者が多数となると対象とならない場合がある。

2 人材の発掘・育成の現状と課題

【現状】

市は、岩手県食のプロフェッショナルチームアドバイザーへ指導業務を委託しており、年間3回以上のセミナーや必要に応じて個別相談会を実施しています。令和元年度の実績としては、6次産業化に関するセミナーを3回、実践販売会を3回開催し、個別相談を15件受けています。周知は、産直施設、特定農業団体、過去に6次産業化に関して相談を受けた者等へ直接ダイレクトメールにて案内しているほか、市のホームページへの掲載や新聞社等への掲載依頼等で募集を図っています。

【課題】

- ・セミナー参加者が少数であること。
- ・セミナーや相談会の参加者が固定化してきていること。

3 農畜産物の加工に取り組む者への環境支援の現状と課題

【現状】

6次産業化への取り組み入り口としての気軽に利用できる公共的な加工施設の整備の要望があります。現状では、市全体としての加工施設整備への要望等とりまとめておらず、施設規模や必要な機械等が不明であり、JA等の関係機関との話し合いは進んでいない状況です。

【課題】

- ・施設整備費が膨大になる可能性があること。
- ・整備後の施設の運営管理。

4 6次産業化による新商品開発の現状と課題

【現状】

6次産業化による新商品の開発を推進することは、生産者の所得向上が図られるとともに、加工業等の関連機関と連携が波及することにより、新たな雇用が創出されることが考えられます。しかしながら、上記の市の支援事業での新商品の開発は増加しておらず、新たな雇用の創出は進んでいない状況です。

【課題】

- ・新商品の開発が容易ではないこと。
- ・新規商品の開発に取り組んでいるもの、取り組みたいものが少数である。

5 総合化事業計画の現状と課題

【現状】

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化とは、単独または共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工または販売を一体的に行う事業活動であって、農林

水産物等の価値を高め、またはその新たな価値を生み出すことを目指したものをいいます。この取り組みをする際に、総合化事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けると、農業改良資金融通法等の特例、農地法の特例、野菜生産出荷安定法の特例等の支援措置が受けることができます。

全国でこの総合化事業計画の認定を受けている農林漁業者は2,571件、東北地方で377件、岩手県では52件となっています。市での認定件数は平成26年を最後として合計3件となっています。

【課題】

- ・制度の周知が図られていない。
- ・窓口が農林水産省で市を通さないため、申請状況の把握が難しい。

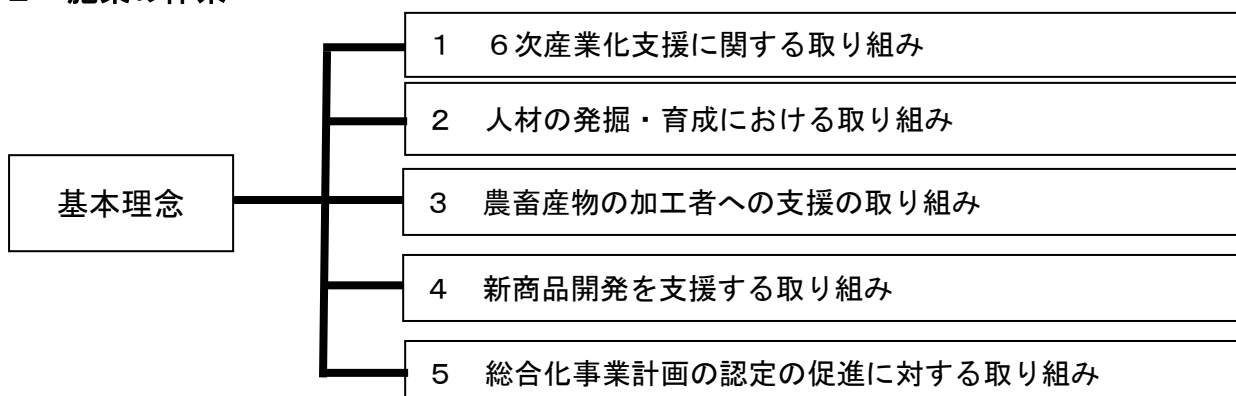
第4章 基本的な考え方

1 基本理念

地域資源である市産農畜産物の付加価値を高める6次産業化の推進

奥州市の地域資源である農畜産物を活用した6次産業化、地産地消、農商工連携等の事業活動を促進し、農林畜産業及び商工業を支援する関係機関及び団体が連携し、魅力ある商品及びサービスの開発、販売等の事業活動への円滑な支援をすることにより、高付加価値化による所得の向上を目指します。

2 施策の体系



3 目標項目と目標値

推進計画における目標項目及び目標値を次のとおり設定します。

No.	目標項目	現状値 (令和元年)	中間評価 (令和4年)	目標値 (令和6年)
1	6次産業化（農業の高付加価値化）の取り組みに対する支援件数	年間 4件	年間 5件	年間 5件
2	6次産業化セミナー開催数 個別相談件数	年間 3回 年間 4回	年間 4回 年間 4回	年間 4回 年間 4回
3	加工取組者の相談件数	0件	2件	4件
4	新商品の開発数	累計 5件	累計 6件	累計 7件
5	総合化事業計画認定数	3件	4件	5件

No. 1…6次産業化推進事業補助金の年度ごと認定件数。中間評価値は総合計画と整合。

No. 2…6次産業化推進事業指導業務の年間のセミナーと個別相談の件数。

No. 3…加工に取り組む者から相談を受けた件数。

No. 4…2年に1件新商品開発することを目標とした。

No. 5…2年に1件計画認定されることを目標とした。

第5章 具体的な取り組み

1 6次産業化支援に関する取り組み

6次産業化へ取り組むものへの支援策として、今まで実施してきました6次産業化推進事業補助金を引続き交付することにより、事業参入をしやすい環境を整えていきます。また、単年度のみ補助事業の対象とせず、複数年にわたり補助の対象とするように長期的視野に立つ補助事業として支援します。

方針	取り組み
農畜産物の高付加価値化	6次産業化推進事業補助金による支援
	複数年にわたり補助事業対象者として支援
	首都圏での販売会等へ積極的に参加することを支援

2 人材の発掘・育成における取り組み

引き続き6次産業化支援業務を実施し、アドバイザーによる専門的でより興味を引くようなセミナーを開催するとともに、取り組む可能性があるものに対してこちらから現地に赴いて相談を受ける等積極的に取り組みます。特に、若者や女性等の生産者を発掘・育成することを重点に取り組みます。また、6次産業に関して相談等があったことを、関係機関で連携して情報を共有し、協力して支援に取り組みます。

方針	取り組み
6次産業化の新規取組者の増加	周知先の拡大と方法の見直し
	魅力あるセミナー等の開催
	関係機関で相談者等の情報共有

3 農畜産物の加工者への支援の取り組み

加工に取り組もうとする者に対して、随時相談を受け付けて、内容に沿って加工業者を紹介したりする等の支援体制を充実します。また、試作品の製作等については、上記の6次産業化推進事業補助金の対象となるので、周知の徹底を図ります。

また、市内の障がい福祉サービスを実施している事業者と加工施設の整備について、農福連携等の事業を活用して取り組んでいけるかどうか話し合いを進めます。その他、既存の加工施設を活用できるかどうか、関係機関と協議を進めます。

方針	取り組み
加工へ取り組む者への支援の充実	加工取組者への支援体制の充実
	6次産業化推進事業補助金による支援（再掲）
	関係機関との協議を実施

4 新商品開発を支援する取り組み

新商品を開発することにより、生産者は農畜産物の生産量の増加が見込まれることから、その分の必要な労働力が求められ、雇用の創出が見込まれます。そこで、協議会等の関係機関、市内高投学校、アドバイザー等と連携しながら、新商品開発における問題点等を整理して、市の主要農畜産物である牛肉、りんご、ピーマン等を軸に6次産業化による新商品の開発に取り組むものに対して効果的に助言していきます。その他、6次産業化推進事業補助金を活用した商品開発の支援をします。

方針	取り組み
新商品開発の取り組みの増加	協議会や市内高校による新商品開発の検討
	6次産業化推進事業補助金による支援（再掲）

5 総合化事業計画の認定の促進に対する取り組み

総合化事業計画の制度を周知することにより、生産者等のメリットを理解していただきます。この計画の認定を受けることにより、国の食料産業・6次産業化交付金のうち、加工・直売の取組の支援の対象となり、「奥州市6次産業化推進計画」策定と合わせて交付率が1/3から1/2になり、生産者等が各自で施設整備を実施することができます。

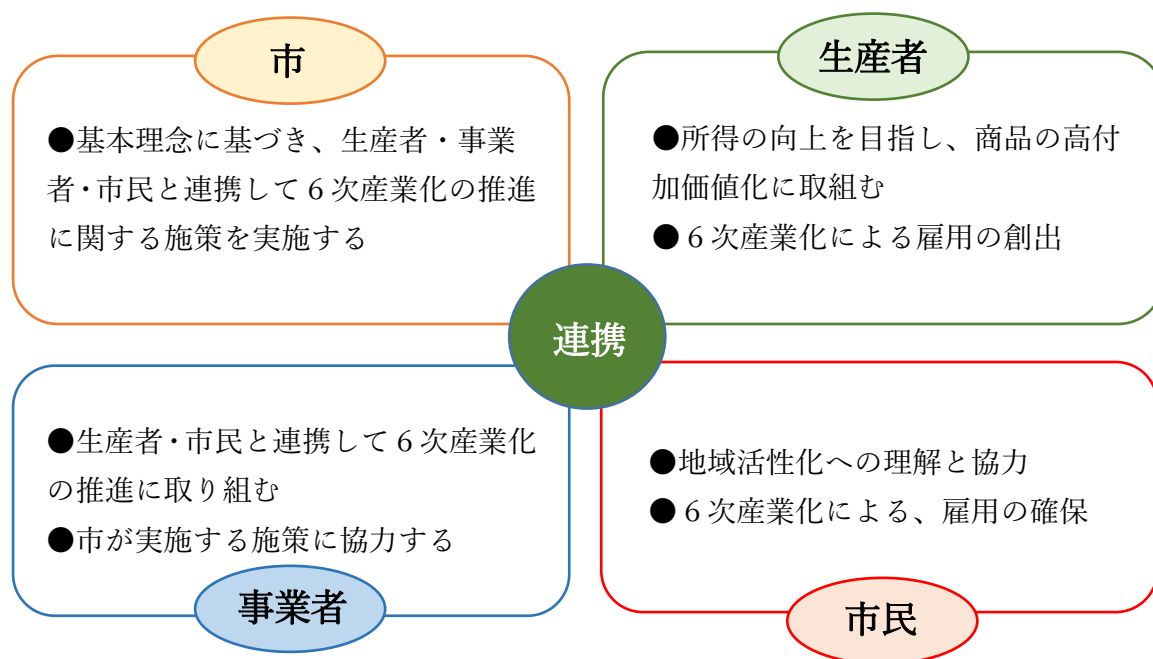
方針	取り組み
総合化事業計画の周知・啓発の推進	広報やSNSを利用し生産者等への周知
	国と連携した事業説明会の開催

第6章 計画の推進

1 推進体制

(1) 市・生産者・事業者・市民の役割

地産地消を推進するにあたって、市・生産者・事業者・市民それぞれの役割は、次のとおりとします。



(2) 推進体制

市では、地域資源を活用した6次産業化、地産地消、農商工連携等の事業活動を促進し、農林畜産業及び商工業を支援する関係機関及び団体が連携し、魅力ある商品及びサービスの開発、販売等の事業活動への円滑な支援を図ることを目的として、市・生産者・農林業団体・商工業団体等で組織される「奥州市6次産業化・地産地消推進協議会」（以下、「協議会」という。）を令和2年6月に設立し、計画の検討をします。

また、協議会に「6次産業化推進部会」、「地産地消推進部会」、「販売促進部会」を設置し、具体的な取り組みを推進します。

2 計画の見直し

計画を見直す際には、「PDCAマネジメントサイクル」の手法により、当初計画の目標や事業推進における問題点、事業の有効性を確認し、奥州市総合計画及びおうしゅう地産地消推進計画と整合性を図りながら計画の見直しを進めます。

資料編

◇奥州市6次産業化推進計画策定までの経緯

令和3年3月2日	奥州市6次産業化・地産地消推進協議会販売促進部会	奥州市6次産業化推進計画(案)について検討
令和3年3月4日	奥州市6次産業化・地産地消推進協議会6次産業化推進部会	奥州市6次産業化推進計画(案)について協議
令和3年3月5日	奥州市6次産業化・地産地消推進協議会地産地消推進部会	奥州市6次産業化推進計画(案)について検討
令和3年3月12日	市内6次産業化に積極的に取り組む者との意見交換	奥州市6次産業化推進計画(案)について意見聴取
令和3年3月22日	令和2年度農林審議会	奥州市6次産業化推進計画(案)について報告
令和3年3月24日	おうしゅう地産地消推進協議会	奥州市6次産業化推進計画(案)について報告
令和3年3月29日	奥州市6次産業化・地産地消推進協議会	奥州市6次産業化推進計画(案)について協議
令和3年3月30日	奥州市6次産業化推進計画策定	

奥州市6次産業化・地産地消推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、奥州市6次産業化・地産地消推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、奥州市の地域資源を活用した6次産業化、地産地消、農商工連携等の事業活動を促進し、農林畜産業及び商工業を支援する関係機関及び団体が連携し、魅力ある商品及びサービスの開発、販売等の事業活動への円滑な支援を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 6次産業化、地産地消、農商工連携等に関する事業の発掘・育成・支援
- (2) 6次産業化、地産地消、農商工連携等の関係機関・団体の連携促進事業
- (3) 6次産業化、地産地消、農商工連携等に関する調査・広報・人材育成等事業
- (4) その他、6次産業化、地産地消、農商工連携等の推進に必要な事業

(構成員)

第4条 本会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 奥州市農林部食農連携推進室
- (2) 奥州市農林部農政課
- (3) 奥州市商工観光部商業観光課
- (4) 奥州市健康こども部健康増進課
- (5) 奥州市教育委員会事務局学校教育課
- (6) 県南広域振興局農政部
- (7) 県南広域振興局経営企画部
- (8) 奥州農業改良普及センター
- (9) 岩手県立水沢農業高等学校
- (10) 胆江地方産直施設連絡会
- (11) 奥州市認定農業者協議会
- (12) 岩手ふるさと農業協同組合
- (13) 岩手江刺農業協同組合
- (14) 奥州商工会議所
- (15) 前沢商工会
- (16) 一般社団法人奥州市観光物産協会
- (17) 学校法人協和学院水沢第一高等学校
- (18) 一般社団法人岩手県調理師会水沢調理師会

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は、構成員の互選により選出する。

(役員職務)

第6条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、議長となる。

2 総会は、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 事業の推進に関すること。
- (4) 規約の改廃に関すること。
- (5) 役員選任に関すること。
- (6) その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 本会の業務を円滑に進めるため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会員は、構成員が推薦する者をもって組織する。なお、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の機関、団体等から部会員を求めることができる。

3 部会には部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の目的を達成するため、具体的な事業の計画及び予算に関する内容を検討すること。
- (2) 総会で承認された事業を具現化し、実行すること。

(3) その他本会の事業運営に関し必要な事項。

5 会長が必要と認めるときは、部会に、事業運営のコーディネーターを行うアドバイザーを置くことができる。

(費用弁償及び報酬)

第10条 第4条第10号、第11号、第17号及び第18号に該当する構成員が総会に出席したときは、費用弁償及び報酬を支給することができる。

2 第9条第2項の規定により第4条第10号、第11号、第17号及び第18号から推薦された部会員が部会に出席したときは、費用弁償及び報酬を支給することができる。

3 第9条第2項の規定により本会の外部機関、団体等から選出された部会員が部会に出席したときは、費用弁償及び報酬を支給することができる。

4 第9条第5項の規定により設置されたアドバイザーが部会に出席したときは、費用弁償及び報酬を支給することができる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、奥州市農林部食農連携推進室に置く。

(会計)

第12条 本会の経費は、負担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第13条 本会は、第2条に掲げる目的を達成したとき、又は構成員の過半数の議決により解散する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和2年6月29日から施行する。

2 令和2年度の会計年度は、第12条第2項の規定にかかわらず、施行の日から令和3年3月31日までとする。

3 この規約の施行前に、食の黄金文化・奥州推進協議会、農畜産物利用推進協議会及び食の黄金文化・奥州料理コンクール実行委員会が行った事業その他の行為は、本会に承継するものとする。

◇奥州市6次産業化・地産地消推進協議会構成員名簿（令和2年6月29日～令和4年6月28日）

No	所 属	役職等	氏 名	備 考
1	奥州市農林部食農連携推進室	室 長	鈴木 清浩	【会 長】
2	奥州市農林部農政課	課 長	小岩 敬一	
3	奥州市商工観光部商業観光課	課 長	佐々木 紳了	
4	奥州市健康子ども部健康増進課	課 長	菅野 克己	
5	奥州市教育委員会事務局 学校教育課	課 長	佐藤 利康	
6	県南広域振興局農政部農政調整課	課 長	村上 勝郎	【監 事】
7	県南広域振興局経営企画部産業振興室 観光商業・食産業課	課 長	荒濱 清一	
8	奥州農業改良普及センター 地域指導課	課 長	長谷川 聡	
9	岩手県立水沢農業高等学校	副 校 長	菊池 俊昌	
10	胆江地方産直施設連絡会	副 会 長	紺野 啓	
11	奥州市認定農業者協議会	副 会 長	鈴木 茂	
12	岩手ふるさと農業協同組合 営農販売グループ流通販売課	課 長	藤井 光浩	【副会長】
13	岩手江刺農業協同組合 営農推進部	部 長	佐藤 秀伸	【副会長】
14	奥州商工会議所地域振興課	課 長	佐藤 明	【監 事】
15	前沢商工会	理 事	福地 至	
16	奥州市観光物産協会	専務理事	東 隆司	
17	学校法人協和学院 水沢第一高等学校	副 校 長	藤沢 美穂	
18	一般社団法人岩手県調理師会 水沢調理師会	会 長	高橋 春夫	

奥州市 6 次産業化推進計画

策 定 2021（令和 3）年 3 月
編 集 奥州市農林部食農連携推進室
〒023-8501
岩手県奥州市水沢大手町 1 丁目 1 番地
TEL 0197-34-1587
FAX 0197-22-2533
